

優良図書等の推奨の事務取扱要領

平成16年3月16日制定
平成23年3月9日改正
平成24年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成29年4月1日改正
令和4年4月1日改正
令和7年4月1日改正
令和8年4月1日改正

(趣旨)

第1 この要領は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の2の規定による優良図書等の推奨に関し、必要な事項を定めることとする。

(目的)

第2 青少年の健全な育成を推進するため、青少年が情操を高め、正しい知識と教養を深め、社会人としての良識を養成するためのものとするを目的とする。

(推奨の対象)

第3 推奨の対象となるものは、書籍、映画、演劇等とする。

ただし、映画及び演劇等の推薦者は、試写会、演劇会、光ディスク等の映像提供等審査に伴う機会、対象、場所等を推薦者の負担で提供できるものであることとする。

2 推奨の対象から除くものは、次のとおりとする。

- (1) 実用書及び図鑑、辞書、辞典に属する参考書並びに入門書等、学習のために供されるもの
- (2) 特定の政党、宗教、企業等を支持し、宣伝することを目的としたもの
- (3) 特定の人物又は企業の利益のための宣伝を意図したもの

(推奨の範囲)

第4 推奨する対象は、6歳以上18歳未満の者及びその保護者とする。

(推奨の推薦方法)

第5 書籍、映画、演劇等の推薦は、別記様式第1号「推奨図書等の推薦申出書」により行うものとする。

(推奨の審査及び審査基準)

第6 知事は、推奨の推薦があったとき又は自発的に推奨しようとするときは、内容等の審査を秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に様式第2号「推奨図書等の審査について」により依頼することとする。

2 審査は、別に定める「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく推奨及び指定等に関する審査基準」により、別記様式第3号「推奨図書等審査表」をもって行うものとする。

(推奨の適否と周知)

第7 知事は、審議会の答申に基づき、推奨の適否を決定し、推奨を行う場合は告示により行うとともに、別記様式第4号「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく優良図書等の推奨について」により、学校関係及び健全育成関係機関団体等に通知するなど、その周知を図ることとする。

(推奨の適否結果の通知)

第8 知事は、推奨の推薦者に推奨の適否の結果について、通知するものとする。

(事務の所管)

第9 この要領で定める事項については、人口戦略部男女共同参画推進課で所管することとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。